行政サービス実施コスト計算書

（平成20年４月１日～平成21年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
調査指導業務費	5,912,201,939		
一般管理費	1,521,195,891		
財務費用	1,382,881		
臨時損失	30,336,846	7,465,117,557	
（控除）			
事業収益	△　63,288,268		
受託調査研究収益	△　74,398,129		
雑益	△　1,944,878		
財務収益	△　26,488		
臨時利益	△　207,013	△　139,864,776	
業務費用合計			7,325,252,781
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額		618,340,651	
損益外減損損失相当額		48,485,036	
損益外固定資産除売却相当額		1,633,769,593	2,300,595,280
Ⅲ　引当外賞与見積額			50,870,442
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			74,187,005
Ⅴ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃貸取引の機会費用		664,718,067	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		136,016,793	800,734,860
Ⅵ　行政サービス実施コスト			10,551,640,368

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しています。

これは、農林水産消費安全技術センターは検査及び分析を主な業務としており、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、予定された成果の達成度を定量的に把握すること及び業務毎に予定コストを算出することが困難であることに加え、業務の実施と運営費交付金との対応関係が不明確であるためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

有形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

建物　　４年～50年
建物附属設備　２年～21年
構築物　　２年～60年
機械及び装置　３年～30年
車両運搬具　　４年～６年
工具器具備品　２年～20年

耐用年数については、法人税法に規定する基準に従っています。

また、特定の償却資産は独立行政法人会計基準第86に基づく会計処理及び同第57に基づく資本剰余金の表示規定に従い、当期の減価償却費相当額は損益外減価償却費として処理し、当期末の損益外減価償却累計額は資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

無形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権　　８年
ソフトウェア　５年

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の賞与については、運営費交付金で財源措置されるため、賞与に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しています。

４．退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職手当については、運営費交付金で財源措置されるため、退職手当に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除して計算しています。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価基準を採用しています。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金及び随時引き出し可能な預金としています。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の国有財産の無償使用料による機会費用の計算方法

当法人が無償使用している国有財産の機会費用は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第３項の規定に基づき定められている「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」（昭和33年１月７日蔵管第１号大蔵省管財局長）により使用料を算定しています。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純資産額に平成21年３月31日における10年利付国債の当期末利回りである1.340％で計算しています。

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。

重要な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成20年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これにより、前年度と同一の方法によった場合と比べて、当期純利益への影響はなく、行政サービス実施コストが2,324,775円増加しています。